

## 特別養護老人ホームきらら藤枝 優先入居基準

### 1 目的

この基準は、静岡県指定介護老人福祉施設優先入居指針（平成 28 年 11 月 28 日付け福指第 369 号）に基づき、特別養護老人ホームきらら藤枝（以下「本施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入居させるための基準を明確にし、施設入居の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 優先入居方針

優先入居は、別表の入居申込者評価基準により算定された、合計点数の高い順に決定する。

### 3 優先入居検討委員会

#### （1）優先入居検討委員会の設置

施設に優先入居順位の決定をするため、特別養護老人ホームきらら藤枝優先入居検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （2）委員会の構成

委員会の委員は、施設長、介護長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、管理栄養士及び施設長が必要と判断する職員並びに、選任する本施設職員以外の第三者の委員で構成する。

#### （3）委員会の召集

ア 委員会は施設長が召集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故あるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### 4 優先入居決定の手続

#### （1）優先入居申込みの受付

ア 本施設への入居申込は、入居申込書（様式 1）により行う。なお、入居申込書の有効期限は 1 年とする。

イ 本施設は、入居申込書に基づき、入居申込者名簿（様式 2）を作成する。

#### （2）入居申込者の調査

施設は、優先入居調査票（様式 3）により入居申込者の状況を調査する。

#### （3）優先入居順位の決定

委員会は、優先入居調査票及び入居申込者名簿等の調査結果に基づき優先入居の順位を審査決定し、これに基づく優先入居順位名簿（様式 2）を作成する。

#### (4) 入居の決定

ア 本施設は、委員会において優先入居順位の決定を受けた入居申込者について、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則に関する基準（平成 25 年静岡県規則第 10 号）第 9 条第 3 項に基づき、入居申込者の心身の状況等を把握の上、入居を決定する。

イ 本施設は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号の措置による入居の委託があった場合には、他の入居申込者に優先して入居を決定する。

### 5 優先入居事務の留意事項

#### (1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入居に係る協議の内容を記録し、これを 2 年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあったときは、これを提出するものとする。

#### (2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入居申込者又はその家族に関する個人情報等を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

#### (3) 説明責任

本施設は、入居申込を受けた時には、入居申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

#### (4) 情報の提供

本施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供するものとする。

#### (5) 疑義等に対する対応

本施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について疑義等を申し立てられたときは、再度調査のうえ、委員会に諮るものとする。

### 6 その他

県の指針変更またはその他の理由により、この基準を改正する場合には、委員の全会一致をもって改正するものとする。

#### 附 則

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(別表)

特別養護老人ホームきらら藤枝 入居申込者評価基準

優先入居の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計した点数又は5の点数とする。

1 本人の状況

①	要介護5	50点
②	要介護4	40点
③	要介護3	30点
④	要介護2	10点
⑤	要介護1	5点

2 介護者等の状況

(1) 自宅(2)以外の場所)の場合

①	ひとり暮らしで、介護者がいない	50点
②	介護者が要介護状態、病気療養中又は障害を有することにより、介護が困難	
③	介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護が困難	40点
④	ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受けることが困難	30点
⑤	複数人を介護しているため、介護が困難	
⑥	介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難	
⑦	①から⑥まで以外の状態であるが、介護が困難	20点

(2) 介護保険施設等入院又は入所している場合

①	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその他の福祉施設(介護付きの施設を除く。)	20点
②	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、①のうち介護付きの施設又は病院	10点

注) 退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

3 居住地

①	施設所在地と同一の市町内又はその市町と介護保険の保険者として一部事務組合を設立している市町内	20点
②	施設所在地と同一の圏域内(①を除く。)又は県内の隣接市町内	10点
③	施設所在地の圏域外	0点

注) 圏域とは、静岡県が策定したふじのくに長寿社会安心プランにおける長寿者保健福祉圏域をいう。

4 特別な状況

特に施設入居を考慮すべき状況が認められる場合は、その状況に応じて20点を限度に加算することができる。

5 その他

- (1) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、1から4までの合計点数に関わらず150点とする。
- (2) 6か月以内に入居することを希望しない者については、1から4までの合計点数に関わらず0

点とする。